

琴浦町中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町中小企業省エネエアコン・LED照明導入緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けた町内事業者が行う省エネエアコン及びLED照明の導入に要する経費の一部を助成することにより、事業者の省エネルギー対策の促進及び経営の継続を支援することを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 中小企業等

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、みなし大企業(次のいずれかに該当するもの)を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウのいずれかに該当する中小事業者が所有している中小企業者

オ アからウに該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者

カ 申請時点において確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

(2) 事業所

町内に所在する事務所、営業所、商店、工場、その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、中小企業者等(みなし大企業は除く。)であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本町に事業所を設置し、通年で事業を行う者
- (2) 本町で1年以上事業を行っており事業継続の意思がある者
- (3) 町税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者であるとき。
- (2) 補助対象事業の実施に関して法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間に課題を有するとき。
- (3) 補助対象者が暴力団等の反社会的勢力であるとき、反社会的勢力との関係を持っているとき若しくは反社会的勢力から出資等の資金提供を受けているとき又はこれに類すると認められるとき。
- (4) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているとき。
- (5) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出しているとき。
- (6) 次の申立てがなされているとき。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て

- (7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされているとき。

(8) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していない(債務超過の状況にある。)

(9) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象となる事業等)

第5条 補助対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助の対象となる経費及び補助金の額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

ただし、証拠資料等により支払金額等が確認できる経費に限る。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、町長が定める期日までに、交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請については、同一年度かつ同一事業者につき1回限りとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第7条の2 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、第7条の規定による申請を受けたときは、申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、規則第7条の規定により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対してその理由を示すものとする。

3 第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、同項の交付決定を受けるまでは、補助事業に着手してはならない。

(承認の申請)

第9条 規則第11条の規定により町長の承認を受けようとする場合は、変更等承認申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。ただし、同条第4項の規定による承認の申請については、補助事業遅延等報告書(様式第3号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 申請者は、第 8 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の通知を受ける前に交付の申請を取り下げようとするときは、取下げ書等により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請はなかったものとみなす。

(実績報告等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後、実績報告書(様式第 4 号)に必要な書類を添えて、町長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 町長は、実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(交付の請求)

第 12 条 前条の通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとする場合は、交付請求書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、規則第 20 条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第 21 条の規定により補助金の返還を命ぜられた補助事業者は、当該金額を返還しなければならない。

(1) 補助金の收受、使用、補助事業の遂行及び営業の継続等について、規則及び要綱の規定に従わないとき。

(2) 第 15 条第 1 項の期間内に、事業者が法令に違反する重大な事実(故意又は重大な過失によるものに限る。)があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられ、別途通知する期間内に返還に応じない場合は、町長は、補助事業者名の公表を行うことができる。

3 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(財産の管理)

第 14 条 補助事業者は、補助対象経費により取得又は効用の増加があった財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 15 条 規則第 24 条第 2 項第 3 号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとし、同条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に準じるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分申請書(様式第 6 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、町長は、補助事業者が取得財産等を処分したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを町に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する町の会計年度の翌年度から第 15 条に定める処分制限期間が経過するまで保存しなければならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第5条関係) 補助事業

| | |
|-----------------------|---|
| <p>第5条第1項の補助事業の範囲</p> | <p>1 補助事業の定義</p> <p>補助の対象とする事業は、次に掲げる省エネルギー対策に資する設備を、既存設備(補助事業の申請時において、補助事業の実施場所に設置されている設備をいう。)に替えて導入する事業とする。</p> <p>(1)高効率空調設備(省エネエアコン)</p> <p>(2)LED照明</p> <p>※光源部のみの交換やLED照明設備からLED照明設備への交換は除く。</p> <p>2 補助事業の要件</p> <p>補助事業の要件は、次の(1)から(4)を満たす事業とする。</p> <p>(1)事業の用に供する町内の土地又は建物において実施する事業であること。</p> <p>(2)既存設備及び導入する設備の所有権を有すること。</p> <p>(3)導入する設備が、全て未使用品であること。</p> <p>(4)補助事業の実施により達成できる設備単位の省エネルギー率が10%以上であること。</p> |
|-----------------------|---|

別表第2(第6条関係) 補助対象経費及び補助金の額

| | | |
|------------------------|---|---|
| <p>補助対象経費 (※1)</p> | <p>設備費</p> | <p>設備費、必要不可欠な付属機器</p> |
| | <p>工事費</p> | <p>労務費、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、機器搬入費、現場管理費など</p> |
| <p>補助上限額</p> | <p>1事業者当たり25万円</p> | |
| <p>補助金の額等</p> | <p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>※補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> | |

※1 上記経費に係る消費税相当額は、補助対象経費としない。